

平成 27 年 12 月 1 日
建設部長決定

加古川市公園等防犯カメラの設置及び管理運用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、加古川市長（以下「市長」という。）が加古川市内公園及び緑地（以下「公園等」という。）に設置する防犯カメラの運用について、必要な事項を定めるものとする。

(運用の原則)

第2条 防犯カメラの運用に当たっては、市民のプライバシー及び肖像権を侵害するとのないようにしなければならない。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 公園等の管理、事故の防止、犯罪の防止等を目的として、公園等に継続的に固定して設置される撮影装置で、撮影した画像を表示し又は記録する機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影され、又は記録された画像をいう。
- (3) 公園等 公園緑地課が管理する市内の都市公園・緑地をいう。

(設置場所)

第4条 防犯カメラは、別表の場所に設置する。

(防犯カメラ管理責任者)

第5条 防犯カメラの適正な運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、公園緑地課長をもって充てるものとする。
- 3 管理責任者に事故があるとき又は管理責任者が欠けたときは、あらかじめ管理責任者が所属職員の中から指名するものがその職務を代行する。
- 4 管理責任者の指示を受けて防犯カメラの維持管理、操作等設置場所での作業をさせるため、防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。
- 5 取扱者は、管理責任者が指定するものとする。
- 6 取扱者は、第4項に規定する作業のほか、防犯カメラの作動点検を隨時行い、異常が認められた場合は速やかに管理責任者に連絡するものとする。

(委託等に係る措置)

第6条 防犯カメラの管理を委託等により第三者に行わせる場合は、個人情報保護のため、契約書等に当該第三者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(画像及び記録媒体に係る措置)

第7条 管理責任者は、画像及び画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像から知り得た個人情報が、他に漏れないようにすること。
- (2) 記録媒体の保管期間は、14日以内とする。ただし、次条第1項各号に規定する場合は、期間を定めて延長することができる。

- (3) 保管期間経過後は、速やかに画像の消去（重ね撮りする場合を含む。）又は記録媒体の粉碎等の処理を行うこと。ただし、法令に基づく手続により照会があった場合は等の延長がやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 画像は撮影時の状態のまま保管するものとし、当該画像を加工しないこと。
- (5) 記録媒体は、施錠のできる事務所内や設備の中で厳重に保管し、管理責任者や取扱者以外の視聴や盗難、紛失の防止を図らなければならない。
- (6) 記録媒体から画像を呼び出して画像表示機器に再生するときは、管理責任者の指示により行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん、逸失、き損等を防止するために必要な措置を講ずること。

2 管理責任者又は取扱者は、画像表示装置に犯罪と思われる画像が表示されたときは、直ちに警察に通報するものとする。この場合において、管理責任者は、犯罪の発生の証明又は犯人の特定に不可欠なときは、当該画像が記録された記録媒体を警察に提出することができる。

（目的外利用及び外部提供）

第8条 画像及び画像を複製し又は印刷したものその他画像に係る情報（以下「画像情報」という。）は、防犯カメラの設置目的以外の目的で利用し、又は提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、画像情報を提供することができる。

- (1) 公園等で発生した特定の犯罪に関して、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から公文書により提供を求められた場合
 - (2) 前号のほか、法令の規定に基づき、文書により提供を求められた場合
 - (3) 市民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ない場合
- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により画像情報を提供する場合は、この基準及び提供の目的に照らして必要かつ適切な範囲で画像情報を提供するものとする。
- 3 管理責任者は、第1項ただし書の規定により画像情報を提供する場合は、事前に市長の承認を得なければならない。
- 4 管理責任者は、第1項ただし書の規定により画像情報を提供する場合は、画像情報を提供する相手方に、次に掲げる事項及びこれらを遵守する旨を記載した文書を提出させるものとする。
- (1) この基準の目的に照らし、画像情報を適正に管理すること。
 - (2) 画像情報の提供を受けた目的以外の利用及び画像情報の第三者への無断提供をしないこと。
 - (3) 画像情報の提供を受けた目的を達した後は、速やかに記録媒体等を返却すること。

（画像及び記録媒体の取扱い）

第9条 前2条に規定するもののほか、本人から、当該本人が識別され、又は識別され得る画像の開示を求められたとき等の、画像及び記録媒体の取扱いについては、加古川市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第22号）に定めるところによる。

（苦情処理）

第10条 防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受けたときは、管理責任者は、速やかに対応し、適切な措置を講じるものとする。

（運用状況の届出）

第11条 管理責任者は、第7条第2項後段の規定による記録媒体の提出、第8条の規定

による画像及び記録媒体の目的外利用若しくは外部提供又は第9条の規定による画像の本人への開示があったとき、又は前条の規定による苦情等に対して対応し、措置を講じたときは、その都度、市長に報告しなければならない。

(新たな防犯カメラの設置)

第12条 管理責任者は、新たに防犯カメラを設置するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公園等を利用する者等に対して、目的を達するために適正な台数とすること。
- (2) 撮影範囲がこの目的に照らし適切になるよう調整すること。

2 管理責任者は、防犯カメラを設置し、その台数若しくは運用方法等を変更し、又は廃止したときは、市長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月3日から施行する。

別表(第4条関係)

公園等設置場所

	防犯カメラ設置場所	防犯場所	表示し又は記録する場所
1	日光山墓園	北側入口付近	墓園内
2		南側入口付近	
3		合葬式墓地 セレモニーホール入口	
4		合葬式墓地献花台	
5	金剛寺浦公園	トイレ南側	公園内
6	日岡山公園	ニュースポーツゾーン 東側入口付近	公園内
7		スケートボードパーク 南側付近	
8		スケートボードパーク 北側付近	
9		3x3コート 東側付近	
10		3x3コート 北側付近	
11		ニュースポーツゾーン トイレ入口付近	
12	権現総合公園	高速上り駐車場	公園内
13		高速下り駐車場	
14		一般西駐車場	
15		一般東駐車場	